

岡崎国立共同研究機構生理学研究所と米国国立保健研究所神経疾患卒中研究所との  
脳研究協力事業に関する覚書

## I. 目的

日本国岡崎国立共同研究機構生理学研究所と米国国立保健研究所神経疾患卒中研究所  
(以下「両研究所」という。)は、脳研究について共通の関心を有する。

協力活動の主要な一つ分野としてライフサイエンスを特定した「科学技術における研  
究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(以下「日米  
科学技術協力協定」という。)が1988年6月20日に締結された。

両研究所は、これにより日米科学技術協力協定に基づく脳研究協力事業を設立する。

この協力事業の主要課題は、人間を含むほ乳類の脳機能の分子・細胞・統合機構の研究  
とする。

## II. 協力活動

この事業の協力活動は、以下を含むことができる。

- (a) 両国の研究者間によるプロジェクト共同研究
- (b) セミナーやワークショップを通じた情報交換
- (c) 必要又は適切な他の情報交換
- (d) 研究者交流
- (e) 相互に合意する他の協力活動

これらの協力活動への両研究所の関与は、各国の有効な法令と規則及び充当できる財源  
を条件とする。

## III. 秘密である情報、知的所有権、発明及び著作権

協力活動の結果による所有権的性格を有する権利の帰属と配分は、日米科学技術協力協  
定の附属書IV「知的所有権及び所有権的性格を有する他の権利の保護と配分」の規定に基  
づくものとする。

日米科学技術協力協定の求めるところにより発明は、発明側当事者によって他方の当事  
者に速やかに開示するものとし、他方の当事者が潜在的に有する権利を確定することを可  
能にするため、資料、その他必要な情報を他方の当事者に提供する。

この協定に基づいて、創造された発明の所有者は、その国内の政策に一致する方法により、  
発明を処理する権利を有する。共同研究の結果として成された発明の権利及び利益の配分  
は、共同研究の開始前に両者間で要件と条件を確立し同意する。

両研究所は、この覚書において米国政府職員によって作成されたソフトウェアを含むいかなる著作物も米国の著作権保護から排除されることを了解する。日本を含めた他国においては、このような著作物に対し、米国以外の著作権保護を有効とすることができる。日本の著作権保護は、日本の法律及び規則により決定される。共同研究の結果として成された著作権の権利及び利益の配分は、共同研究の開始前に両者間で要件と条件を確立し同意する。

#### IV. 有効である期間、言語及び改正

この覚書は、両研究所の代表者の署名により効力を発し、日米科学技術協力協定の終了まで有効とする。

日米科学技術協力協定の終了は、この覚書に基づいて行われ、かつ、この協定の終了の時までに完了していないいかなる計画の完了に影響を及ぼすものではない。

この覚書の終了は、両当事者によって合意された別段の定めがない限り、IIIに基づく当事者の継続している義務に影響することはない。

この覚書は、日本語及び英語で2通り作成され、両文書は等しく正文である。

両研究所の文書による合意によりこの覚書を改正することができる。

#### V. 署名

2000年11月29日

岡崎国立共同研究機構  
生理学研究所長

佐々木和夫

佐々木 和 夫

2000年11月29日

米国国立保健研究所  
神経疾患卒中研究所長

Gerald D. Fischbach

Gerald D. Fischbach